

## 自動車保険 商品改定のご案内

平素より、共栄火災をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、共栄火災では2025年1月1日より自動車保険の商品改定を実施いたします。  
その概要についてご案内いたしますので、ご一読くださいますようお願い申し上げます。  
今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### I 商品・サービスの改定

#### 1. 日常生活個人賠償責任補償特約の補償範囲拡大

KAP  
くるまる

##### (1) 受託品に対する損害賠償責任の補償追加

- 日本国内において他人から預かった物・レンタル用品等の受託品（以下、「受託品」といいます。）について、被保険者が管理している間に損壊または盗取された場合の持ち主に対する損害賠償責任を補償の対象とします。  
（注1）通貨、自動車、生物、不動産、貴金属、携帯電話、タブレット、1個または1組あたりの価額が100万円を超える物等は受託品に含みません。  
（注2）ゴルフ場敷地内のゴルフカートは受託品として補償対象となります。

〈改定による補償内容の変更〉

○：補償対象 ×：補償対象外

事故事例	現行	改定
旅行中に友人から借りてきたカメラを壊した。	×	○
宿泊したホテルの部屋の布団を煙草で焦がした。	×	○
ゴルフ場でゴルフカートを転倒させて破損した。	×	○

##### (2) 国外補償の追加

- 日本国外で発生した日常生活に関する事故を追加し、日本国内・国外補償とします。
- 示談交渉サービスについては、日本国内で発生した事故に限り実施します。
- 保険金額の上限は、日本国内補償と同様、1事故につき2億円とします。

#### 2. 運転者の年齢に関する特約における「自動補償規定」の対象拡大

KAP  
ベース

- 改正道路交通法（2023年7月1日施行）により、新たな車種区分として設けられた特定小型原動機付自転車（電動キックボード等。以下、「特定小型原付」といいます。）の運転資格は「16歳以上」であることから、運転免許の取得は不要です。
- ご契約のお車が特定小型原付であり、保険契約締結日以降に被保険者に該当するご家族が新たに運転資格（16歳以上）を有した場合に、運転者年齢条件の変更手続き漏れをサポートする自動補償規定の対象とします。  
（注）新たに運転資格を有した日に遡って契約条件を変更し、必要な追加保険料をお支払いいただくことが条件となります。

〈改定後の特定小型原付の自動補償〉

自動補償するケース	補償される内容
特定小型原付の運転資格を有した日の翌日から起算して <u>30日以内</u> に契約条件の変更を請求された場合	ご契約されている内容
特定小型原付の運転資格を有した日の翌日から起算して <u>31日以降</u> に契約条件の変更を請求された場合	・対人・対物賠償責任保険 <sup>(※)</sup> ・被害者救済費用等補償特約 ・心神喪失等による事故の被害者損害補償特約

(※) ご契約されている内容に応じて補償されます。対人・対物賠償責任保険に適用される特約を含みます。

(1) 報酬金基準の改定

- 損害賠償請求を委任する弁護士等に支払う報酬金基準を改定します。
- 改定により、経済的利益が125万円以下の場合、報酬金を一律20万円とします。

(2) 時間制報酬規定の対象追加

- 受任した事件の事務処理に実際に要した時間に応じて報酬を支払う時間制報酬規定の対象に、認定司法書士を追加します。

## II 保険料の改定

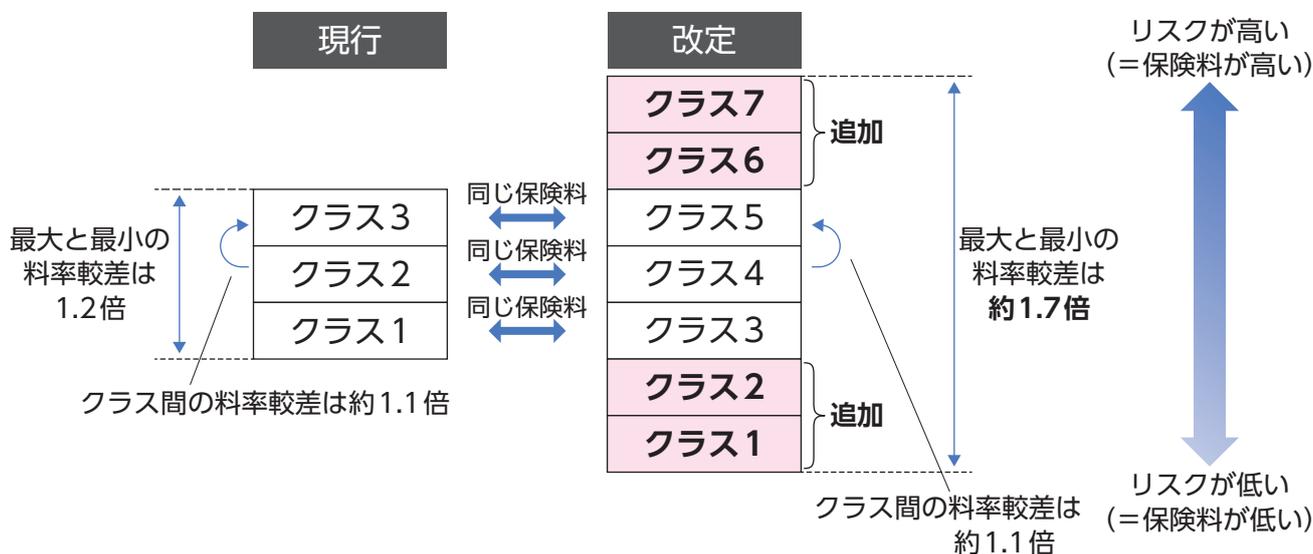
### 1. 型式別料率クラス制度における自家用軽四輪乗用車のクラス数拡大

- 損害保険料率算出機構が2023年に行った参考純率改定に伴い、自家用軽四輪乗用車における「型式別料率クラス<sup>(※)</sup>」のクラス数を、現行の3クラスから7クラスに拡大します。
- 自家用軽四輪乗用車の普及拡大に伴うユーザー層の多様化や、安全性能の向上によって、型式別のリスク実態にも差が見られるようになったため、型式間のリスク較差をより適切に保険料に反映させるために行うものです。

(※) 型式別料率クラス

自動車保険における自動車ごとのリスクを、1、2、3等のクラス別に設定したものです。自動車保険では、自動車ごとの特性（形状・構造・装備・性能）やそのユーザー層等によって、個々の自動車ごとのリスクに差が見られるため、その差を型式単位で評価してクラスを適用し、保険料に反映しています。型式は、基本的な車両構造等に基づいて自動車を分類する公的な単位であり、自動車検査証（車検証）に記載されています。適用するクラスは、自家用乗用車（自家用普通乗用車・自家用小型乗用車）と自家用軽四輪乗用車を対象に、補償内容（対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・人身傷害保険・車両保険）ごとに定めています。

〈改定イメージ〉



- 上図のとおり、現行のクラス1よりもリスクの低い（保険料の安い）クラスを2つ、現行のクラス3よりもリスクの高い（保険料の高い）クラスを2つ、それぞれ追加して7クラスに拡大します。
- 現行のクラス1～3の保険料率は、それぞれ改定後のクラス3～5の保険料率に相当します。

### 2. 保険料水準の見直し

- 保険金のお支払状況等を踏まえ、保険料水準の見直しを行います。
- ご契約条件によって、保険料が上がるケースと下がるケースがありますが、全体的には引上げ方向となります。

## 【参考】過去（2024年1月）に実施した商品改定の主な項目

項目	改定内容	くるまる	ベ ー シ ス	ド ラ イ バ ー
心神喪失等による事故の被害者損害補償特約の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご契約のお車の運転者が心神喪失等により法律上の損害賠償責任を負わないと共栄火災が認める場合において、被害者の損害を補償する「心神喪失等による事故の被害者損害補償特約」を新設しました。</li> <li>●対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約される場合に自動セットされます。</li> </ul>	○	○	—
KAPくるまる・ワイドの適用条件の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>●KAPくるまる・ワイドの適用条件を下記のとおり変更しました。</li> <li>●これにより、助っ人くん・ワイド（ロードサービスの各種費用限度額の引上げ）の適用条件も同様に変更となりました。</li> </ul> 改定前：車両保険＋代車費用補償特約＋車内携行品補償特約 改定後：車両保険＋代車費用補償特約	○	—	—
複数所有新規割引の対象車種拡大（二輪自動車）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●複数所有新規割引の対象車種に二輪自動車を追加しました。</li> <li>●ただし、1台目のご契約のお車および新たにご契約する2台目以降のお車がいずれも二輪自動車の場合に限りです。</li> </ul>	—	○	—

- 上記は2024年1月実施の自動車保険商品改定の概要を記載したものです。
- 2024年1月に実施した自動車保険の商品改定のその他の項目、および2023年1月に実施した自動車保険の商品改定の内容をご確認いただく際は、右記の二次元コードを読み取り、共栄火災公式ウェブサイト（<https://www.kyoeikasai.co.jp/>）からご確認ください。



